

商標審査基準（案）

第 7 第 7 条の 2

（地域団体商標）

一、第 7 条の 2 第 1 項柱書

第 7 条の 2 事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除き、当該特別の法律において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めのあるものに限る。）、商工会、商工会議所若しくは特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又はこれらに相当する外国の法人（以下「組合等」という。）は、その構成員に使用をさせる商標であつて、次の各号のいずれかに該当するものについて、その商標が使用をされた結果自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、第三条の規定（同条第一項第一号又は第二号に係る場合を除く。）にかかわらず、地域団体商標の商標登録を受けることができる。

1. 第 7 条の 2 第 1 項柱書における登録主体について

出願人が登録主体に該当することの判断は、次の(1)ないし(3)のとおり行う。

(1) 「事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除き、当該特別の法律において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めのあるものに限る。）」について

次の①及び②の確認を行う。

① 出願の際に提出された登記事項証明書等により、出願人が法人格を有

する組合であることを確認する。

- ② 出願の際に提出された設立根拠法の写し又は願書に記載された設立根拠法の該当条文において、「正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定め」があること（例：酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和 28 年 2 月 28 日法律第 7 号）第 10 条「組合員たる資格を有する者が酒類業組合に加入しようとするときは、酒類業組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を附してはならない。」という規定）を確認する。

(2) 「商工会」、「商工会議所」又は「特定非営利活動法人」について

出願の際に提出された登記事項証明書等により、出願人が商工会法（昭和 35 年 5 月 20 日法律第 89 号）により設立された商工会であること、商工会議所法（昭和 28 年 8 月 1 日法律第 143 号）により設立された商工会議所であること又は特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人であることを確認する。

(3) 「これらに相当する外国の法人」について

次の①ないし③の確認を行う。

- ① 出願の際に提出された設立根拠法の写し又は願書に記載された設立根拠法における法人の目的規定等を参照し、我が国の事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合、商工会、商工会議所又は特定非営利活動法人の設立根拠法における目的規定等と共通することを確認する。
- ② 法人証明書等（登記事項証明書等に相当する書面）により、出願人が法人格を有することを確認する。
- ③ 出願の際に提出された設立根拠法の写し又は願書に記載された設立根拠法の該当条文において、「正当な理由がないのに、構成員たる資格を

有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定め」があることを確認する。

なお、国によっては、我が国と法体系が異なることから、上記③の要件を規定する法令が存在しない場合も想定される。そのような場合には、当該要件を実質的に担保する枠組みがあることを示す書類（例：当該法人を管理監督する官庁（これに準ずる機関を含む。）による証明書等）の提出を求める。

2. 「構成員に使用をさせる商標」について

出願人である「組合等」の構成員に、事業者が含まれる場合には、当該商標は「構成員に使用をさせる商標」と判断する。

なお、出願人が、本願商標を構成員に使用させないことが明らかであるときは、本要件を満たさないため、登録を受けることができない。具体例としては、設立根拠法に定める目的が構成員に商標を使用させることを伴わないものである組合（例えば、消費生活協同組合）が挙げられる。

3. 本項柱書の「その商標が使用をされた結果自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているとき」に該当するためには、次のすべてを満たさなければならないことに留意する。

①出願に係る商標が出願人又はその構成員によって使用されていること（後記5. を参照）

②出願に係る商標が需要者の間に広く認識されていること（後記6. を参照）

③出願人又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして認識されていること

4. 地域団体商標の商標登録を受けようとする商標が団体の構成員によって使用されている場合において、その商標が「その構成員に使用をさせる商標」であるか否かを判断するときは、その構成員による商標の使用が団体の管理の下で行われているか否かを考慮するものとする。

5. 本項柱書を適用して登録が認められるのは、出願に係る商標及び指定商品又は指定役務と、使用に係る商標及び商品又は役務とが同一の場合のみとする。

なお、商標の同一性の判断については、この基準第2（第3条第2項）の2. (2)及び(3)を準用する。

6. (1) 本項柱書にいう「需要者の間に広く認識されている」とは、商品又は役務の種類、需要者層、取引の実情等の個別事情によるが、全国的な需要者の間に認識されるには至っていなくとも、一定範囲の需要者、例えば、隣接都道府県に及ぶ程度の需要者に認識されていることを必要とする。

(2) 本項柱書の規定に関する周知性の立証方法及び判断については、この基準第2（第3条第2項）の3. を準用する。

7. 出願に係る商標の構成中の地域の名称が本条第2項に規定する「地域の名称」に該当しないために本条第1項各号のいずれにも該当しない場合には、本項柱書の規定により登録を受けることができないものとする。
8. 地域団体商標に係る指定商品又は指定役務の記載については、この基準第3の十三（第4条第1項第16号）を参照することとする。